

役員等の旅費等費用弁償に関する規程

社会福祉法人 アヤ福社会

- 第1条 社会福祉法人 アヤ福社会の役員等の旅費等費用弁償は、本規程の定めるところによる。
- 第2条 役員等とは、定款第5条の規定による評議員第15条の規定による理事及び監事並びに第三者委員をいう。
- 第3条 役員等が法人の理事会等に出席した場合又は、第三者委員としての業務を実施した場合は、1回につき8,000円を費用弁償として支払うことができる。ただし、予め定められた宿泊費については、その実費を支払う。
- 第4条 前条の支払は、出席の都度支払うものとする。
- 第5条 役員等が法人業務のため、出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	20,000円を限度とする実費精算	10,000円	資料等実費

- 2 旅費は、原則として精算払いとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、旅行前に概算払いをすることができる。

- 第6条 本規程の改正する場合は、評議員会の議決を得なければならない。

附則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。